

## 【トークンシステム】

## (1) 試験的な記録表を作ってみましょう

- ① あなたが子どもに日頃もっと増やしてもらいたいと思っている行動を具体的に 5～10 個ピックアップしてみよう。

\*朝の支度や夜寝る前など時間帯を特定すると選びやすいです

- ② 選んだ行動を時間の流れに沿って並べてみましょう

\*できやすい行動、あと少しでできそうな行動も入れるのがコツ

- ③ 1週間試しに記録してみよう（まだ子どもに見せずに）

\*できるのにどれだけ周囲の手助けが必要であったかメモしておきましょう

7個は確実にできること  
2個は少し手伝えばできること  
1個は頑張ればできるかも…

## (2) 子どもと一緒にトークン表を作ってみましょう（別紙《トークン表サンプル》参照）

- ① 項目は、自分で決めて、自分で責任もって実行する、その結果としてトークンがもらえることを説明します（親が試験的な記録表を思い出しながらアドバイスしていきます）

「こんなのかなあ？」と誘導 自分が選択したことに対してのご褒美、同義付け

- ② トークンが得られやすいように項目を工夫します

- ③ 楽しみでやる気のでるトークンを設定します

- ④ 毎日、できたことを視覚的に確認して自信を持てるようにします（シール、花〇など）

- ⑤ 同時に、好ましい行動とやめるべき（許し難い）行動を明らかにしましょう

\*減点ポイントを入れるかどうかは親子で相談して決めてください

\*減点ポイントは多くて3つまでがよいでしょう

\*減点しても、得点がたまるように全体の項目を決めていくのがコツ



## (3) トークン表を実行してみよう

- ① 家の目立つところにトークン表を貼りましょう

- ② 子どもがうまくできた時にはすぐほめましょう（時間があればその場でシールをはる）

- ③ うまくできるために、声かけや励ましをしましょう

- ④ 子どもがやろうとしないことには、叱責せずに無視します（ジャッジはきっぱり）

- ⑤ 1日の終わりに、子どもと一緒にできた行動をチェックしてみましょう

\*できなかったことについてはくどくど言わず、「明日チャンスがある」

\*できたことに注目してほめましょう

\*親も一緒にできたこと、がんばりを喜ぶのがコツ



## (4) トークン表の疑問はありませんか？

\*飴と鞭ではありません、適応行動の積み重ねです

\*トークンは品物でも、週末の特典でも可

\*トークンそのものより、トークンを介しての親子のプラスのやりとりが重要です



HW) トークンポイント表作り

## 【共生社会の実現の重要性（障害者白書：内閣府）】

平成 28 年 7 月 26 日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に施設の元職員である男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19 人が死亡、26 人が負傷するという事件が発生した。

これを受け、様々な観点から必要な対策を早急に検討するため、政府は、直ちに「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」を設置した。また、それを受けて同年 8 月に設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」では、事実関係の徹底した検証と、それを踏まえた再発防止策について議論が行われ、同年 12 月 8 日に報告書が取りまとめられたところである。

今回の事件は、障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって、引き起こされたものと考えられる。こうした偏見や差別意識を社会から払拭し、一人一人の命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有することが何よりも重要である（「検討チーム報告書」より）。また、今回の事件発生を受け、共生社会の実現とそのための国民の理解促進の重要性が改めて認識されたものと考えられる。

障害者基本法第 1 条では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のつとりに、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする旨定めている。

それとともに、同法第 8 条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（以下「障害者差別解消法」という。）第 4 条では、同じく国民の責務として、国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない旨定めている。

国民がこのような責務を果たしていくためにも、政府としては、共生社会の実現を目指す強い姿勢を明確に示しつつ、学校教育の段階からあらゆる場面において共生社会に係る教育を進めること等も含め、障害及び障害者に対する更なる国民の理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組を粘り強く着実に展開していくことが求められている。

「真の共生社会」実現のため、共有された主な課題や認識等

■共生社会とは、障害のある人となない人が具体的に接し関わりあう中で、全ての人の尊厳が守られる社会。

■具体的に接し関わりあう中で、障害のある人となない人が共に知り合うことが共生社会実現にとって重要。

■「障害の有無によって分け隔てられない共生社会」の実現は、全ての人が安心して暮らせる社会への転換となっていくもの。

■今後取り組むべき課題の一つとして、学校教育の中で障害者及び障害の社会モデルについて学ぶことが重要。

障害者と接する機会が限られ、障害者のことがあまり知られていないことがある。子供の時から、分け隔てられず接していくことが大切。

■障害のある子供を持つ親が経験した苦労や工夫した育児・生活に対する理解の促進（学校教育の中で「心のバリアフリー」を社会モデルとして学ぶことが重要）。

■障害者施設と地域住民との交流の重要性（障害者が地域で暮らしている姿を様々な場面で具体的に知ってもらうことが大切）。

■障害者が社会参加をして成長し、共生社会を実現するためには、家族も当事者も一歩踏み出すことが大切。行政もそのための取組が必要。

■「暴力を受けない」状況をつくること。そのためには頼れる依存先を増やしていくことが必要。誰も取り残されない社会づくりを進めていくことが必要。